

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	小型貨物自動車賃貸借（5個）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 佐賀国道事務所長 佐賀市新中町5-10
契約締結日	平成28年 4月 1日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社トヨタレンタリース博多 福岡市博多区東光1-6-13
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥822,960-（リース）
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥826,200-（リース）
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

## 随意契約理由書

1. 件名 小型貨物自動車賃貸借（5個）
2. 納入場所 佐賀市新中町5番10号（佐賀国道事務所 2個）  
唐津市山本字中園1437（唐津維持出張所 1個）  
鳥栖市田代昌町492（鳥栖維持出張所 1個）  
武雄市武雄町武雄82（武雄維持出張所 1個）
3. 随意契約相手方 名称：株式会社 トヨタレンタリース博多  
住所：福岡県福岡市博多区東光1丁目6番13号  
電話：092-472-8355
4. 適用法令 会計法29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第4号（ロ）
5. 当該契約の目的・内容及び随意契約に付する理由
  - 1) 目的、内容  
当事務所は、佐賀県全域に及ぶ地域を管轄しており、官用車だけでは事務連絡、現地調査、施工監督及び事故・苦情処理等の対応に支障をきたしていることから、小型貨物自動車を賃貸借により調達し、業務の円滑な遂行を図ることを目的に、事務所、唐津維持出張所、鳥栖維持出張所及び唐津維持出張所で使用する小型貨物自動車5個を賃貸借するものである。
  - 2) 理由  
平成28年度における上記の賃貸借にあたっては一般競争契約による調達を行うため、平成28年1月28日付けで公告を行ったが入札不調となった。  
直ちに再度公告の手続きを行っているが、入札公告の期間及び車両準備に要する期間において、当該車両を使用できないことは業務の円滑な執行に支障をきたすこととなる。  
このため、時価に比べて著しく有利な価格をもって4月からの契約が行える現契約者である(株)トヨタレンタリース博多と会計法29条の3第4項及び予決令第102条の4第4号（ロ）により随意契約するものである。

(随意契約理由書作成者)

佐賀国道事務所 総務課長